

（地域包括支援センター）

第115条の46 地域包括支援センターは、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第115条の45第2項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2～4 （略）

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

6 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

7～12 （略）

○介護保険法施行規則（抜粋）

（法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準）

第140条の66 法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この(3)において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1) (2) （略）

(3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか1人

二 （略）

○仙台市介護保険条例（抜粋）

（地域包括支援センターの基準）

第2条の19 地域包括支援センターの基準は、次項に規定するもののほか、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

- 2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上となる場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する職員のほか、第1号被保険者の数がおおむね6,000人を超えた部分についておおむね2,000人までごとに同号イ(1)から(3)までに掲げる者又は介護支援専門員のうちから1人とする。